

新宿区教育委員会会議録

平成23年第4回定例会

平成23年4月8日

新宿区教育委員会

平成23年第4回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年4月8日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時43分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	羽 原 清 雅	委員長職務代理者	松 尾 厚
委 員	菊 池 俊 之	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 主 査	

## 議事日程

### 選 挙

- 日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について
- 日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

### 報 告

- 1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について（教育調整課長）
- 2 新宿区立学校危機管理マニュアル等策定について（教育調整課長）
- 3 平成22年度確かな学力の育成に関する意識調査の結果について（教育指導課長）
- 4 平成22年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について（教育指導課長）
- 5 平成23年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について（学校運営課長）
- 6 平成23年度新宿区立幼稚園園児数について（学校運営課長）
- 7 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について（中央図書館長）
- 8 その他

---

◎ 開 会

○羽原委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員をお願いいたします。

---

◎ 新宿区教育委員会委員長の選挙について

○羽原委員長 本日は議案が特にありません。

「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙」を行います。

委員長の選挙について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、日程第1は現委員長の任期が5月1日をもって満了し、教育委員会の設置を定めております「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第12条第1項の規定に基づき、5月2日より就任する委員長を教育委員会で選挙するというものです。

なお、同項に、教育長に任命された委員を除く委員のうちから、委員長を選挙しなければならないと規定されてございますので、教育長以外の委員の中から選挙していただくというものです。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められておりますので、平成23年5月2日より1年間となります。

選挙の方法ですが、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、被指名人を除いた出席委員全員の同意があった者をもって当選者といたします。

以上でございます。

○羽原委員長 それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞ。

○白井委員 選挙は、指名推選で行うことを提案いたします。

○羽原委員長 ただいま白井委員から指名推選の御提案がありました。

指名推選により行うということによろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 異議なしと認め、委員長の選挙は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

○白井委員 委員長に、松尾委員を推薦いたします。

○羽原委員長 ただいま松尾委員が指名推選されました。

ほかに御意見のある方はどうぞ。

[なしの発言]

○羽原委員長 それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかをお諮りします。

指名推選のとおり松尾委員を委員長に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

○羽原委員長 それでは、被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」は、松尾委員で決定いたしました。

---

#### ◎ 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

○羽原委員長 次に、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 日程第2は、委員長職務代理者の指定に関するもので、職務代理者の任期は、新宿区教育委員会会議規則第7条第2項により1年とされております。現委員長職務代理者の任期が、5月1日をもって満了するため、改めて職務代理者を指定していただくものです。今回指定を行う委員長職務代理者の任期は、平成23年5月2日から1年間となります。

指定方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

以上でございます。

○羽原委員長 それでは、委員長職務代理者の指定を行います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、指名方法についてお諮りいたします。御発議のある方はどうぞ。

○石崎教育長 指定は、指名推選で行うことを提案いたします。

○羽原委員長 ただいま石崎教育長より指名推選の提案がありました。

指名推選により行うということによろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○羽原委員長 異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞ。

○石崎教育長 熊谷委員を推薦いたします。

なお、熊谷委員は本日欠席されておりますが、あらかじめお話ししましたところ、他の委員の御異議がなければ、お引き受けいただける旨、返事をいただいております。

○羽原委員長 ただいま熊谷委員が指名推選されました。

ほかに御発言のある方はどうぞ。

[ありませんの発言]

○羽原委員長 発言がありませんので、では、被指名人を当選者と定めるかどうかをお諮りします。

指名推選のとおり熊谷委員を委員長職務代理者に決定することに同意される方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

○羽原委員長 出席委員全員の同意がありましたので、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」は、熊谷委員で決定いたしました。

以上で、本日の選挙は終了いたしました。

- 
- ◆ 報告1 教育委員会事務局幹部職員の人事異動について
  - ◆ 報告2 新宿区立学校危機管理マニュアル等策定について
  - ◆ 報告3 平成22年度確かな学力の育成に関する意識調査の結果について
  - ◆ 報告4 平成22年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について
  - ◆ 報告5 平成23年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について
  - ◆ 報告6 平成23年度新宿区立幼稚園園児数について
  - ◆ 報告7 「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

○羽原委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告7までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、まず、教育委員会事務局の幹部職員の異動者の御紹介をさせていただきます。お手元の名簿の順に従いまして、御紹介させていただきます。

まず、自己紹介になりますが、私、教育委員会事務局参事、教育調整課長事務取扱であります小池勇士でございます。契約管財課長からの異動昇任でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、教育指導課長・工藤勇一、教育政策課統括指導主事からの異動でございます。

次に、教育支援課長・齊藤正之、学校運営課長からの異動です。

次に、学校運営課長・本間正己、教育施設課長からの異動です。

次に、学校適正配置等担当副参事・向隆志、学校適正配置担当副参事からの異動です。

今年度から委員会での発言をすることになりました統括指導主事を御紹介したいと思っております。

まず、教育指導課統括指導主事・横溝宇人。

次が、教育支援課統括指導主事・小坂和弘。本日、遅れて参るということでございますので、後ほど御紹介させていただきます。

次は、教育支援課統括指導主事・長田和義、新宿中学校副校長からの異動です。

なお、名簿のところの参考のところ、転出者3名の異動先が記載してございますので、御参考にしていただければと思います。

引き続きまして、「新宿区立学校危機管理マニュアル等の策定について」、御報告させていただきます。

お手元に青色の冊子が2冊ありますが、大変分量が多うございますので、1枚、表裏の説明資料に基づきまして説明させていただきます。リードの部分でございます平成21年4月、学校保健法の一部改正によって学校保健安全法が施行され、学校保健計画、あるいは学校安全計画、危険等発生時対処要領という作成が義務づけられております。このたび「新宿区立学校危機管理マニュアル」と「学校安全計画の手引き」を作成したということでございます。

1番、まず新宿区立学校危機管理マニュアルです。

概要のところにありますとおり、これは区教育委員会の危機管理マニュアルに当たるものです。①として、学校防災計画。これは平成8年3月に既に策定しています。②として、標準的學校危機管理マニュアル。不審者対応と言っておりますが、これが平成17年9月に策定

されているということで、ただ「しかし」の部分にあるとおり、①については作成から14年が経過しているということで、現行の新宿区の地域防災計画との整合がとれていない、あるいは教職員の震災時の任務について明確に示されていないという課題がある。②についても、整備された後の防犯カメラの動き、あるいは一斉メール配信システムの動き、こういうものを新たに定める必要が生じているという状況です。今回、それらの不足を補うものとして定めたということです。

(2)の構成ですが、本編を地震・風水害・火災・不審者対応・事故、5編で構成しています。それと資料編で、法令、様式、あるいは防災無線の番号簿、こういったもので構成しているということです。

(3)の方針ですが、特に教育委員会と事務局との役割分担、連携、こういった学校内の対応にとどまらないものについて示したというのが一点目です。

二点目は、日ごろ活用しやすいようにということで、訓練や施設の安全点検、こういったもののチェックリストをつくったということです。

次の地震編のところですが、地震編については、災対教育部の学校班の担当、分掌事務、こういったものを新たに設けたということで、冊子の4ページをお開きください。4ページに「新宿区災害対策本部の組織図」ということが載っています。本部長（区長）をはじめとして、こういった組織で動いているということで、教育委員会はこちらの橙色になっている災対教育部に該当するということです。

5ページのところに、さらに災対教育部の構成の記載があります。とりわけ今回は黒ふちにしている一番右の学校班、この位置づけを明確に再確認したいということで、4の役割分担も含めて、今回こういったことで表記させていただいています。

また、9ページのところに、5として避難所としての学校というところがあります。今回、避難所のあり方のようなところがかなり問われる結果となったわけですが、そういったものを踏まえて、とりわけ一番後段の(3)の②の部分で、避難所管理運営協議会との連携というところでは、震災の時間帯によっては、避難した住民の初期対応を学校が担う可能性も十分に考えられるというようなところで、今回の3月11日の震災を踏まえて、こういった表記をさせていただいております。

また、39ページ以降は、震災時の対応フローチャートで、東海地震注意情報が発表されたとき、また警戒宣言が発令されたとき、地震直後の対応ということで、それぞれ在校時、登下校時、校外活動時、夜間・休日というようなことで、かなりケースを想定した形での対応

マニュアルを添付しております。こういったところを盛り込んだ内容で地震編は作っております。

説明資料に戻っていただき、1枚目の一番下、不審者対応編です。これにつきましても、新たな項目、先ほど申しました防犯カメラ、あるいは不審者情報メール、こういったものを含んだ内容での表記となっています。

裏面にまいりまして、2の学校安全計画の手引きですが、これにつきましては現在各学校・園が独自で要領を作成しているということですが、法改正を受けまして、盛り込むべき項目、あるいは計画の形式といったものについて学校に示したもので、お手元にA3判の用紙がございますが、こういった形で構成されているということです。

これらの策定経過ですが、3、校園長、副校長をはじめ学校危機管理マニュアル等検討委員会、こちらで4回にわたりまして御議論いただきまして、今回の策定にこぎつけたということです。

4番、今後のスケジュールですが、本日、教育委員会で御議論いただきまして、13日の文教委員会、そして21日の校（園）長会、さらには事務説明会等々を開きまして、こういったスケジュールでやってまいりたいと思います。

今回、この時期にこの冊子を出すということですが、策定経過のところにありますとおり、11月から検討を重ねてきました。ただ、5番のところ、3月11日、大震災が発生したということがあります。現在、危機管理課と対策の抜本的な見直し、あるいは新宿区防災計画の改正点といったものについて協議を進めています。本マニュアルについても、現時点ではこういうことで学校のほうに示させていただきますが、今後、そういった見直し、あるいは方針転換を踏まえた上での方針を必要な時期に見直していくということで、差し込みも可能なような体裁で調べていこうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○教育指導課長 教育指導課長でございます。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは3と4の確かな学力の育成に関する意識調査の結果についてと、児童生徒表彰の結果について御報告いたします。

まず、確かな学力の育成に関する意識調査の結果についてですが、資料を2つ用意してあります。概要版と少し厚めの報告書です。この調査は、平成18年度から実施しているもので、昨年度で5年目となります。毎年同様の御説明をしておりますが、初めにこの調査の目的や調査方法等について簡単に確認をさせていただきます。少し厚い報告書の2ページをご覧ください。

ださい。

目的ですけれども、新宿区の子どもたちの確かな学力の育成に関して、児童・生徒、それから保護者、教員など、さまざまな立場から、この意識について調査をして、その結果を分析することによって、教育委員会としては施策の検証の一つとして、また学校としては学力向上のための自校の課題を整理し、今後の取り組みに生かしていくといったためのものです。調査対象は、児童・生徒については小学校4年生、6年生、さらに中学校2年生、保護者についてはその対象学年の児童・生徒の保護者ということで、さらに学校評議員、全教員といった対象になっております。調査方法は、調査票を配布しまして、それを回収して結果をまとめる。実施時期については、平成22年10月25日の月曜日から11月5日の約2週間でございます。

それでは、結果について幾つか絞って御説明をしていきたいと思っております。

まず、概要版をご覧ください。こちらはリーフレットの形になっておりますが、例年同様、小・中学校の全家庭、全教員、それから全学校評議員に配布してまいります。

まず、構成ですが、例年同じ構成になっておりますが、3部構成になっておりまして、開いていただきますと、区費講師の活用、子どもの生活やしつけ、最後に授業力の向上という内容になっています。先ほど申し上げました目的からいきますと、本来であれば、一番最後の授業力の向上を先頭に持っていくべきではないかということを感じる委員の皆様もいらっしゃると思いますが、確かな学力を向上させていくために、区としての授業、確かな学力推進員という区費講師を配置している授業の検証を目的としていることから、構成が例年、区費講師の活用を先頭に持っているということです。

数字をご覧いただきたいのですが、平成22年度と平成21年度を比べた数値があります。少しわかりづらいですけれども、「とても当てはまる」と「当てはまる」を加えた数字を足し算しますと、授業の分かりやすさについては、平成22年度は、小学生が合わせて73.5%となります。下の平成21年度が75.9。さらに下に中学生ですが、合わせますと62.6、平成21年度が65.8ということになります。

数値そのものは下がっておりますけれども、この確かな学力推進員とは、非常勤講師であるという性質上、教員を目指す方が多いということもありまして、毎年多くの方が入れ代わる。今年度も3分の1ほど入れ代わっておりますが、教える側もかわっておりますし、実はこの調査も毎年定点で調査をしているということもありまして、子どもたちが違う。ですから、簡単に数字が上がった、下がったということでは判断できるものではありませんが、我々とし

では、一番重要にしているのは、確かな学力推進員の授業力そのものをある程度の維持をしていくために研修を進めていく、それから学校が育てていくということが大事になってくると思います。そういったことから考えると、一定程度の成果があったのではないかと考えています。

続いて、一番最後の授業力の向上をご覧ください。これは児童、保護者、教員、評議員と同じような質問項目を設けて、その意識の差を比べたグラフになっております。昨年度との比較がここには出ておりませんので、そこをご覧くださいから、こちらの説明をしたいと思えます。

報告書に戻っていただきまして、3ページをご覧ください。こちらの2段目、「授業が分かりやすい」と感じている割合が増加しているという項目がありますけれども、小学校4年生、一昨年の87.9%が昨年度は89.0%、小学校6年生では83.9%が85.8、中学校2年生が72.8から75.8。すべての項目でかなり高い数値を得ています。

この数字からいきますと、教育委員会として重視したいのは、子どもたちにとって授業が分かりやすいかどうかということだと思いますので、一定程度の成果が上がっていると考えられるわけです。この数字ですけれども、こちらは数字が逆に上がっておりますが、先ほど同様、この数字に関しても、当然子どもたちが違うわけですから、この程度の数字の上がり具合で大きく上がったというようなことはなかなか言うことができないのかもしれない。統計の立場でいきましても、私は数学が専門ですけれども、この調査の標本が1,000程度ですから、この数字で数%上がった、下がったということで一喜一憂するわけにはいかないのではないかと判断しますし、特に松尾委員は数学の御専門ですから、その辺のところは多分お詳しいのではないかと思います。

さて、概要版に戻りたいと思えます。授業力の向上についてもう一度見ていきたいと思えます。

一番最初の「先生が授業を工夫してくれいて、分かりやすい」。これは児童・生徒への質問ですが、「とても当てはまる」と「当てはまる」を合計しますと87.4%です。保護者への質問は「授業が、工夫されており分かりやすい」という項目で、72.4%。教員への質問は「授業が、分かりやすくなるように工夫している」で、96.7%。評議員は91.0%。

これはたしか昨年度も、どうして教員と保護者・子どもたちにこんなに差があるのかという御質問をいただいていたと思えます。まず一つは、保護者が低いということについては、保護者の教員に対する期待と申しますか、授業に対して厳しく見ているという面では当然な

のではないかなと思われまし、教員は、質問項目を見ていただきますと、「授業が、分かりやすくなるよう工夫している」ということで、工夫しているかどうかという姿勢を問う質問項目になっておりますから、むしろこれは100%なければ困るといいますか、教育委員会の立場からいけば100%であるべきだと思います。ですから、もし同様の質問にするのであれば、「子どもたちにとって分かりやすい授業が行われているのか」という質問にでもすれば、この数値はきっと同じような数値といえますか、多少下がるのではないかと感じているところです。

続いて、次の下の項目になります。今年度新しく加えた項目です。ICT化に伴いまして、IT機器を活用した授業が随分広がりを見せております。今回、IT機器を活用した授業の頻度についてということで質問しているわけですが、1つは、先生は、IT機器をよく使って授業してくれるかどうか。次の質問では、IT機器を使った授業は分かりやすいですか、そういった質問をしております。左側から数字を申し上げますと、「とても当てはまる」「当てはまる」の合計が、小4で79.4%。続いて小学校6年生が84.2%、中学校2年生が76.0%です。さらに、分かりやすさについては、小4が84.2%、小6が85.4%、中2が69.4%と非常に高い数値を得ていると思います。

ただ、ここで1つ気になるのは、中学校2年生の数字ですが、「よく使って、授業をしてくれる」というのが76.0%に対して、分かりやすいかどうかということは逆に69.4と下がっている。小学校では上がっているのに対して中学校では下がっているということですから、効果的な使用という面では、やはり小学校に比べると、まだまだ普及していないという実態が見受けられるのではないかと感じています。今後の課題ととらえているところです。

最後になりますが、子どもの生活やしつけについて簡単に一言御説明をして終わりたいと思います。質問項目が4項目ありまして、例年と同じ項目です。携帯電話等の使い方のルールについて、他の人への迷惑について、それから子どもの行動のモデルについて、子どものよさの尊重について。数字を申し上げますと、まず左側の携帯電話等の使い方のルールについて、「とても当てはまる」「当てはまる」の合計が、児童・生徒は74.0%、保護者は83.7%です。他の人への迷惑についてですが、児童・生徒については81.7%、保護者は99.2%です。子どもの行動のモデルについてですが、児童・生徒が71.7%、保護者が80.6%。子どものよさの尊重についてですが、児童・生徒が82.2%、保護者が90.1%。

どの項目も、保護者のほうが高い数字である。逆にいいますと、子どもは比較的厳しく自分を見つめているというのでしょうか、親のほうがしっかりしつけています、ということに

対して、子どもの数字が下がっている、厳しく見ているということが言えると思います。この数字が高いか、低いかということについては、それぞれ委員の先生方でも多分お感じになるところが違うのではないかなと思います。

以上で、確かな学力の育成に関する意識調査の報告については終わります。

なお、報告書については、例年同様、ホームページに掲載したいと考えているところです。

続きまして、児童・生徒の表彰について簡単に御説明したいと思います。教育指導課長になって間もないために、内容については聞いている範囲で御説明していきたいと思います。22年度表彰の対象になりましたのは、団体が5団体、個人が6団体となっております。表彰の基準は4項目ありますが、このすべてが、そのうちの2つ目、クラブ活動・部活動等で著しい成果を上げたものとなっております。活動は平成22年の2月から23年の1月までの約1年間の活動のものを対象としております。少し御紹介したいと思います。

まず、牛込第三中学校です。東京都中学校吹奏楽コンクールで金賞、3年連続だそうです。牛込三中の吹奏楽部の活動は、この賞だけにとどっておりませんで、毎年地域のためにさまざまな催し物に参加しております。例えば牛込消防署祭とか、新宿文化センターで行われた春の楽しいジャズ祭とか、牛込中央通りの商店街の納涼祭とか、さらに消防署の防災広場とか、さまざまな場所で演奏を行っている。クラブ活動の結果の賞だけではなくて、地域貢献といった意味でも大変意義のあるものだと考えております。

続いて、四谷中学校の家庭部です。こちらも3年続けて優勝と聞いておりますが、第8回創造ものづくりフェア in TOKYOで、273チームの参加のうち書類審査で20チームが残る。そのすべてに4チームが残りまして、1位と3位と優秀賞を取っているということです。

続いて、新宿中学校の若草学級です。こちらは推薦の内容を見ますと、昨年度までは開校以来1勝もしたことがなかったチームである。それが元オリンピック選手の大山選手と桑田選手の専門的な指導を直接受けられたということもあって、みるみる上達しまして準優勝したという報告が上がっております。

続いて、西戸山中学校の陸上部です。これは男女とも駅伝で、東京都で優勝しているところです。

個人では、こちらにあります愛日中学校の松岡君が東京都の柔道の大会で小学校6年生の部で第3位。

続いて、愛日小学校の浜野さんがジュニアエレクトーンフェスティバル2010の全日本大会でファイナリスト賞になっている。

さらに、中学校では、西戸山中学校、ト部さんが全国の陸上競技大会、女子800メートルで第2位、関東大会では800メートルで優勝しております。

西戸山中学校の長沼さん、こちらは女子砲丸投げで全国1位、関東大会でも優勝している。次の西戸山中の廣田さん、こちらは関東大会で砲丸投げで6位入賞です。

最後になりますが、西戸山中学校の吉元さん、こちらは東京都産業教育振興会主催の作文コンクールで、中学校の部で最優秀賞ということでございます。

以上で報告を終わります。

○**学校運営課長** 学校運営課長でございます。私から「報告5 平成23年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について」を御報告いたします。

まず、一番上の表が小学校です。児童数の合計が7,848人、前年度比で123人の減です。学級数の合計が277、1増です。

次の表は中学校です。生徒数が2,755人、前年度比12人の増です。学級数は83、増減なしです。

続きまして、特別支援学級・特別支援学校です。小学校です。学級数が27、これは増減なしです。児童数が79人、9人の減です。中学校が、学級数が12です。これは増減なしです。生徒数が53人、5人の減です。この網かけになっている部分は、ダブルカウントをしているところでございます。

日本語学級です。学級数が2。これは増減なしです。児童数が26。これは6人減でございます。

表の右の真ん中あたりに小さくなっていますが、小学生総数というのは、特別支援学級・特別支援学校の児童数も加えたものです。小学生総数が7,927人。これは132人の減です。学級数が306。これは1増です。中学生総数2,808。これは7増です。学級数は95で、増減なしです。

続きまして、報告6、平成23年度新宿区立幼稚園園児数についてです。

幼稚園は、今年度から18園になりました。合計の欄です。学級数が47です。これは前年度比で4の減です。定員が1,254人です。これは107人の減です。園児数が787人。これは87人の減です。充足率は62.8%。これは1.4%の減です。これらの減は、柏木幼稚園と西新宿幼稚園の廃止に伴う減とともに、全体的に幼稚園の園児数等が減になっているということです。

以上で御報告を終わります。

○**中央図書館長** それでは、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況について、

御報告をさせていただきます。お手元の資料、報告7をご覧ください。

去る3月18日に新宿区子ども読書活動推進会議が開催されまして、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」における数値目標の平成22年度（平成22年2月～平成23年1月まで）の進捗状況を報告したものです。平成20年3月に策定いたしました「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」では、子どもの読書活動についても5つの数値目標を定めております。計画の取り組みの成果を「数値」としてとらえ、客観的に評価するということで、数値目標の達成状況を把握することにしております。数値目標や平成22年度の達成状況について御説明をさせていただきます。

初めに、区立図書館の子どもの延べ利用人数です。これは平成19年3月末計画策定時の基準値ですけれども、小学生以下8万6,375人、中学生1万1,039人ということで、合計9万7,414人を基準値としております。これを平成24年1月末の目標値では、それぞれ18%増という目標値を定めておりました。そして平成23年1月末の現在値では、小学生以下9万9,007人、中学生1万2,409人ということで、小学生が14.6%の増、中学生については12.4%の増ということで、合計では14.4%の増になったものです。

2番目の区立図書館における年間貸出し冊数の増加という項目では、計画策定時の基準値としては、小学生以下34万6,000冊、中学生3万冊、合計37万6,000冊という基準値です。目標値では、平成24年1月末に4%増の目標値を置いておりました。平成23年1月末の現在値では、小学生以下が5.8%増、中学生が5.9%の増ということで、合計では5.8%の増になったものです。

なお、現在値が目標値を上回ったため、目標値の変更を行いました。小学生以下では、3回の伸び率の中で一番大きかった平成22年1月末の8.7%増をさらに上回る10%増を目標値として、38万1,000冊としました。同じく中学生では、3回の伸び率の中で一番大きかった平成22年1月末の14.4%増をさらに上回る16%増を目標値として、3万5,000冊としました。

3番目の区立図書館における団体貸出しの利用率の増加ですけれども、計画策定時の基準値では57.7%と定めておりました。目標値では、平成24年1月末に78%まで高める目標値を定めましたが、平成23年1月末では69.8%になったというものです。

4番目の区立図書館における団体貸出し冊数の増加ですけれども、計画策定基準値2万9,759冊。これを平成24年1月末の目標値では28%増の目標値を定めましたが、平成23年1月末では31.1%増ということで、3万9,015冊になったというものです。

なお、現在値が目標値を上回ったために、目標値の変更を行いました。3回の伸び率の中

で一番大きかった平成23年1月末の31.1%増をさらに上回る40%増を目標値として、4万2,000冊としました。

5番といたしまして、区立小・中学校児童・生徒の不読者率の減少という目標です。これは1ヵ月間に本を一冊も読んでいない児童・生徒の割合ですけれども、計画策定時の基準値は、こちらは小学生が9%、中学生が32%。平成24年の1月末の目標値は、小学生5%以下、中学生20%以下と決めました。平成23年1月末では、小学生6.4%、中学生27.2%となったというものです。区では、今後も平成23年度の目標値の達成に向けて継続的に取り組みを続けていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○教育調整課長 先ほど1番の幹部職員の御紹介の際、遅れてまいるというお話をいたしました。到着いたしましたので、御紹介させていただきます。

教育支援課統括指導主事・小坂和弘。

以上でございます。

○羽原委員長 説明は終わりました。

報告1から順次論議していきたいと思いますが、報告1の御意見、御質問がありましたらどうぞ。

御質問がなければ、次に、報告2について、御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 まだ詳細に内容を見たわけではありませんが、このマニュアルを見せていただいて若干思うところがありましたので、お話しさせていただきます。実際に災害が起きた場合を考えますと、必ずしも区内全域で一様に災害が起こるとも限らないと思いますし、仮にそうであったとしても、例えば各家庭によって事情が異なるということは十分に考え得ると思います。そういった状態の中で、ありとあらゆる場合を想定してマニュアルを整備するということは、必ずしも現実的でないように私は思います。ですから、そのマニュアルの対応の仕方の心とでも申しましょうか、こういうことを達成するために適切な行動をとる、そういう内容の説明があれば、その心に従って適切な行動ないし指示を行うことができると思います。その中で代表的な事例については、具体的な行動をマニュアル化する、そういう考え方でマニュアルを組み立てていくのが恐らく現実的ではないかと思えます。

そのようなことで、今回つくっていただいた資料を見ますと、非常に具体的に細かいところまで書かれているように見受けられますが、その心の部分が見る限りは少々読み取りづらい感じがします。そのあたりに少し手を入れることができれば、よりよいマニュアルに

なるのかと思います。これが1点です。

もう1点は、少し具体的になりますが、マニュアルの15ページに、「家庭へのお知らせ（小学校例）」というものが載っています。これはあくまで例でしょうから、これを参考にということだと思いますが、ここで連絡方法の順位が、緊急連絡網、メール配信、伝言ダイヤルとなっていて、この順位が果たして妥当かというところについては、もう少し検討したほうがよいのかなという感じがしています。

その下に「連絡内容例」というものがありまして、文章の例が載っていますが、緊急連絡網を実際に電話連絡網でやるとしますと、声で伝達することになると思います。そうすると、これは電話を受けて、それを聞き取って、必要ならメモを取って、そして次の方に伝えるという動作が間に入るわけですから、極力短くしないと難しいと思われれます。ですから、この文章は少々長いような気がします。

それから、実際に緊急時には、普段ですと通じる場合でも、通じない場合も出てまいりますから、そういった場合にどういった対応をするのか。そういったことも含めまして、まず保護者の皆様への通知を出す前に、学校と保護者の間で十分な話し合いがなされていなければ、実効性が乏しくなるのではないかという危惧を抱いております。

検討委員会では、校園長4名、副校長2名、生活指導主任2名、事務局管理職及び指導主事6名から構成されているということですが、実際の家庭の様子、現場での対応が可能かどうかという点についても、十分な検討をする必要があると今感じている次第です。ですから、必要に応じて家庭からの聞き取り等をしていただけると、さらによいものができるのではないかと考えております。

以上です。

○教育調整課長 まず1点目ですが、さまざまな事情があって、その事情の変化に対応して、すべてのマニュアルを統一化して対応するのは難しいというご指摘は、私どももそのように認識しております。そういった観点から、先ほど申しましたケースごとにフローなどを設けているわけですが、今回は区の災対本部の位置づけについて再確認するような形をとっておりますけれども、やはり学校ですので、子どもの安全が第一ということで、普遍的にとらえてよろしいかと考えています。

その上に立って、一方で公務員という役割がありますので、できる限りのところをマニュアル化していこうという判断で、今回つくったわけですので、そういった状況の変化というのは、柔軟に対応すべきものだというところでは、考える必要があるのではないかと考えて

います。

2点目の15ページの連絡方法ですけれども、これも今回の避難所のあり方について学校から意見などを集約しますと、必ずこの順位に行くとは限らないということで、やはり今回のような混乱した中では、統一的に連絡手段を決めるというのはなかなか難しいということが判明しました。

また、3点目に御指摘いただきました家庭でどれだけできるのかという部分についても、今、さまざまな形で意見集約をしていますので、今後、今回の震災を機にいたしまして、学校が一番の避難所ということで中心的な役割を担うということで、危機管理課と連絡態勢をとるということをやっていきますので、そういった中で、今御指摘いただいたようなところについては十分検討した上で、すべてを網羅した形で対応するというのはなかなか難しいマニュアルだと思いますけれども、できる範囲のところについては、そういったものを盛り込んだ形で、状況に対応するような形をとれるように、見直していきたいと考えております。

○松尾委員 このマニュアルは量的に見ても相当多いもので、実際に災害等が起こったときに、逐一このマニュアルを見て、それに従って行動するということは、現実的には難しいと思います。私が申し上げたいことは、このマニュアルをもっと厚くするようなことではなくて、基本的な考え方を明記する。つまり子どもの安全ということにしても、例えば家庭が安全であるということが確認されれば、早く御家庭に帰すことが重要でありましょうし、逆に、例えば家庭が被災している、家の窓ガラスが壊れて散乱しているから危険であるとか、通常ですと保護者が帰宅している時間だけれども、災害のために帰宅できないとか、そういった事情が生ずるわけです。そういった場合には、子どもを家庭に帰すよりも学校で保護するほうが望ましいこともあり得ると思います。そういった裁量が十分に各学校でできるようになっていないと、かえってこのマニュアルが足かせとなって、そのとおりにしなければならないということになってしまうと、これは現実の危機的な状況ではマイナスになるおそれもあるのではないかと危惧しています。

そういった観点から、本当に守るべきものは何か。それを達成するための手段、そういう形でマニュアル自体が構成されていて、そしてその目的から自然とどういう対応をするのかということが導き出されるようなマニュアルであれば、より実効性の高い計画になるのではないかと考えている次第です。

○教育調整課長 今御指摘がございました学校側の裁量のような部分についても、今回課題として挙がっておりますので、今委員の御指摘のあったようなところを十分踏まえて、さらに

検討していきたいと考えております。

○白井委員 3点ほどお聞きします。

まず、第1点、15ページ、学校の関係の部分ですけれども、ここに書いてあるような形で連絡が取れるときであれば、恐らくそんなにあわてる災害ではないと思います。入れていただきたいのは、全く連絡が取れないような状況になったときで、それが昼間で学校にいる場合、保護者も連絡がつけられない、学校からもつけられないといったときに、今回の震災対応を見ても、引き取りに来るまで学校で預かってくれていました。全く連絡がだめな場合は、お子様は学校でお預かりしますというような内容を入れられないかなということがまず1点です。

2点目は、よく地方都市などでは、無線の放送が流れます。どこどこのおばあさんが行方不明になりましたというような、細かいところが流れます。今回、私も四ツ谷の事務所で前の公園に避難しましたが、何が困ったかという、何が起きているのかが全く携帯でもわからない。そのときに、一斉に今どこで何が起こったのかということを知らせてくれるような放送網というのは、新宿区内ではないのでしょうか。

それから、3点目ですけれども、これ自体は学校の危機管理マニュアルですが、多分、区全体の防災計画マニュアルもあると思います。区民への啓蒙、確認として、最終的に家族がどこで落ち合うかという約束などについて、第1次避難所は、私も小学校ですが、必ずしも一緒に家庭にいるわけでもない、そのときには戸山公園のあの木の下と決めています。そういうような最悪の場合が起こったときに家族が落ち合う場所などを、各家庭ごとの約束事として、災害時の約束を決めておくとか、そういうことをお知らせしたりしておくのはどうかと思いました。

○教育調整課長 まず1点目の全く連絡の取れなくなったときというようなことです。これは確かに委員御指摘のようなことがありますので、その辺はどういった表現がいいのかも含めて検討してみたいと思います。

2点目の、区民に全体的にといいますか、危機管理課が屋外拡声子局という設備を所有されていて、そこで一斉に情報を配信するシステムはあります。今回、多分それが機能していなかったということで、先日の危機管理課との打ち合わせでも、やはり現在新宿区でどういった状況が生じているのかということは、帰宅困難者も含めて皆さんが一番知りたいところだということで、課題として持っておりますので、その辺は危機管理課と相談したいと思います。

3点目の、防災マニュアルに最終的な待ち合わせ場所のようなところを約束として決めておくというようなことも、確かにそういった部分も必要だと思いますので、それもこのマニュアルに盛り込める部分があれば、検討してみたいと思っております。

○羽原委員長 四十数年前、新潟地震というのがありまして、そのときに現場で取材活動をして、歩けば2キロか3キロで連絡がついたけれども、そういう時間がなくて、家との連絡が取れるまで48時間ぐらいかかりました。いろいろな状況から見て、マニュアルというのは生きてくるのは恐らく50%ぐらいです。水が出ないとか、食料がないとか、つまり生命の維持にかかわることが第一である。今度の東北災害の場合は、生命あるいは行方不明者の問題がありますが、これはどうなるかわからない。ケース、ケースですけれども、マニュアルを確実なものにするよりも、もちろん分厚くなってもきちんとしておいたほうがいいということはあるかもしれないが、どういう状況になるかわからない。これがマニュアルの基本だと思うので、僕は、これは学校マニュアルだから、これをもとにして、あるいは今度の震災に伴った教訓とか反省を、各学校あるいは学校の地域でどういうふうにかけるのか、現場型のものをできるだけつくってもらい、それでコンセンサスを地域でつくる。

学校教育の中で言えば、どこかに集まれということは一番危険で、学校でいることが安全である限りは、子どもは父兄が引き取りに来るまでは学校で保護する。ばらばらに帰す、どこに集まるということが先にあると、そこへ向かう。こういう危険は、僕は学校という舞台ではしないほうがいいと思います。

そういう細かいことはとにかくとして、学校単位のマニュアル的なもの、あるいは学校教育の中で各家庭にこういうようなことは対応できればとか、これは個人情報であるが、家族の電話、メール等々で最大限に情報が流せるような、あるいは子どもは安全だというような一言が流せるような機能、あるいは学校・地域に宣伝車を回せるということなら、そういうこととか、広報手段というものをできるだけ広く考えておく。それはやはり地域に加わってもらいたいと思うので、余りがんじがらめのマニュアル、分厚いものではなくて、頭にある程度入っていて、さっさと指揮命令ができる。指揮命令は、区とか、都とか、国とかあるけれども、ごく一般的なところは、学校長なり副校長が指揮命令系統に立てるというような状況をつくる。そういう現実型の、マニュアルが大事ではなくて、そのときに迅速な行動がとれるということが大事だと思います。地震のとき、マニュアルどおり調べて動くわけではない。だから実践型に下ろしていくにはどうしたらいいかという、運用の部分にぜひ力を入れていただければと僕は思っています。

○菊池委員 皆さんのおっしゃることはよくわかったんですけども、私はちょっと立場が違いまして、やはりマニュアルがあって、方向性を定めるということがすごく大事であって、校長なり担当者なりがしっかりマニュアルを読んで、それを頭の中に入れて、どうすべきかというのは学校単位で現実的に動けるようにする。やはり統一したマニュアルがあって、それに従って動くということが非常に大事なので、私は分厚くても、ある程度いろんなことを想定して、それを組み込んだマニュアルというのは、統一見解というのは必要なだろうと。

なぜならば、後から責任問題を問われることがある。そのときに、きちんとマニュアルどおりに行動したという基があると、皆さんが動きやすいのではないかと思ひまして、やはり必要ではないかというのが私の意見です。

○羽原委員長 僕は、マニュアルが要らないと言っているわけではありません。これにエネルギーを注ぐよりも、案文なんかに力を注ぐのではなくて、学校単位とか、地域単位とか、現実的に運用しやすいように考えてほしいということを僕は言っているので、マニュアルが要らないとか、薄いほうがいいとか、そういうことではありません。

○教育調整課長 今、委員長をはじめ御指摘いただきました。私どももこれを持って発災時に行動してほしいという話ではございません。先ほどございましたけれども、なるべくこういったものを頭に入れた上で行動してほしいということです。

先ほど委員長から、学校別のマニュアルが必要だという部分では、冊子の7ページは学校班の組織図をつくってくださいとか、17ページはそれぞれの学校の災害時の必要品のチェックリストを作成してくださいというようなことで、学校に落として、それぞれの学校の特性とか事情に応じたような対応を必ず考えてくださいという問題提起も含めて、こういったものをつくっておりますので、そういった趣旨で学校には伝えてまいりたいと考えております。

○白井委員 やはり委員長が指摘した運用が問題だと思います。今回の東北の避難の指導は、学校単位の防災教育では、毎年防災の日に学校がやったださっている。あれがかなりよかったんだということが、今、社会人になってとても思います。今回、マニュアルをつくったということなので、一番心配なのは区と学校との間の防災訓練みたいなものはやっているのかどうか、今までやっていたのかどうか。

今回もあらゆる手段で連絡を取ると13ページに書いてありますが、一応このマニュアルだと、区から指示がないと、学校も動かないという内容になってしまっている。連絡をつけるときだったら、いかにすばやく区が対応できて、学校現場の裁量でいいと言われれば自由に動けるということになるので、その辺が、学校現場の校長先生なんかは一番判断に迷って、

今回も指示はないけれども、避難所を独自に開設したような対応をしてくださっているわけです。その辺、このマニュアルができた後の、それを生かした運用計画みたいなものをお聞かせいただければと思います。

○**教育調整課長** 基本的には、学校と教育委員会は災対教育部という部門に当たりますので、その間で、すべての学校ではありませんけれども、連絡を行っております。

その一方、避難所になりますので、避難所運営協議会というところには、各校長・副校長が入っております。それは10特別出張所管内で必ずやるということになっております。

○**白井委員** もう一声、回答が欲しいんですけども、今、学校対策という名で、もともとで言うと区長から発令になるのですか。本部組織図からすると、全体的な、教育現場だけではなく、区の施設への発令状況に関しての防災訓練みたいなものはやっているのでしょうか。

○**教育調整課長** 基本的には、先ほど御説明いたしました4ページのところにあります、区長を本部長として、その下に災対教育部があつて、さらにその下に学校班があるという位置づけですので、区長の統括下に入ります。必ず災対教育部としての訓練というのは1年に1回やることになっております。

○**石崎教育長** 災害のときですから、権限を集中して、全力を挙げて取り組むわけですので、本部が置かれますし、あのときも議会中でしたが、即休憩に入って、まずは情報の収集などに入りながら、本部を立ち上げたということです。ですから、そういう指揮命令系統の中に入る災対教育部であり、教育委員会も学校も入っていく。それぞれの部の編成をしているということは、それぞれの部が持っている課題が違います。高齢者を持っている福祉部とか、子ども家庭部でしたら保育園ということでの責任が非常に大きいですし、災対教育部ですと、やはり学校・幼稚園に多くの子どもたちがいる。しかも、3月11日のように平日の昼間でしたので、まさにその子どもたちをどう保護し、保護者に引き渡すか。そういったそれぞれの課題、特に個別の現場での対応を含めて、事前の訓練もそういった形で、それぞれの部らしい訓練をきちんと毎年やるということで、そして区全体として取り組む、そんな形で進んでいます。

ただ、今回3月11日でいろいろな経験をしましたので、やはりこの経験を無にしないような形で、この危機管理マニュアルも、区の災害対策の取り組みも、生かしていく必要があると思います。

○**羽原委員長** 政府なり某電力会社とか、いろいろ反省をたくさん促してくれているわけで、これはミニチュアで考えれば区の問題でもあるし、本部をつくれればいいということではない

ので、それをどう動かしていくか、あるいは現場の生の情報、こうしてほしいというような声が極力早い形で上がってきて、それに即応できるということが何よりも今度の教訓だったかと思います。そのあたりは百も御承知なので、細かいことを今僕も言いましたけれども、ぜひ現場型の対応をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

○松尾委員 もう1点ですが、15ページの手紙の例の4番に、「夜間・休日に（ア）から（ウ）のような事態が発生した場合、学校から緊急連絡網等により各家庭に必要な対応を連絡します。学校から連絡があるまでは、自宅待機してください」と書いてあります。恐らくこれは連絡網を電話で使用する場合のことを想定して、自宅にいてほしい、そういうお願いをしているのだと思いますが、一方、その次に「実際に地震による被害が発生した場合」云々とあって、「遠方に避難する場合等は、学校に個別に連絡してください」ということのがあって、これは学校側の立場から書かれている感じがいたします。

実際に災害が起きた場合に、自宅の状況がどうなっているか、これはわからないわけで、もし自宅が危険であれば、遠方ではないにせよ、どこかに避難するということは当然考えられる事態ですので、「学校から連絡があるまでは、自宅待機してください」と、ここまで書くのは、現実的でないような気がいたします。やはりこれはもう少し家庭の側に立った視点からの再検討をお願いしたいところです。

○羽原委員長 個別には多々あると思いますし、まだこれから災害対策の反省に基づいた補足的なものもありませんし、それから現場の声も集約して、それにどういう対応かとか、いろいろ課題があると思いますので、今の松尾委員、白井委員、菊池委員の話を取り入れていただいて、また論議の場があればと思います。

○教育調整課長 今さまざまな御指摘をいただきました。今回こういう形で出させていただきました。先ほど申しましたけれども、近々、改訂をする予定でおりますので、ただいまいただいた意見について十分検討した上で出していきたいと思っております。

○白井委員 まとめていただいたところですが、松尾委員の指摘を受けて思ったのですが、夜間・休日の対応まで学校側が責任を持つのか、それとも地域が持つのか。その辺のところは、はっきりしておいたほうがいいのではないかと感じました。区との関係になるとは思いますけれども、ちょっと指摘というか、災害時に学校から連絡があるまで待機しろとか、夜間・休日で学校の校長先生のところに連絡が区から行くのだと遅くなります。そこからまた家庭の各保護者のところに連絡網で回るといったら、一番最後の人はずごく遅くなる。松尾委員の御指摘のように、特に今回のような大きな災害のところにマッチしていないという気がす

るので、夜間や休日だったら、逆に地域とか、その辺のところで考えたほうが現実的ではないでしょうか。

○松尾委員 具体的に例を挙げて指摘をしましたがけれども、お願いしたいのは、そこだけ直すということではなく、気持ちをくみ取っていただいて、同様の問題が生じないように全体を見直して、しっかりしたものにしていただきたい。当然そのようにしてくださると思いますけれども、余計な一言かもわかりませんが、念を押させてください。よろしくお願いします。

○教育調整課長 今、委員から御指摘いただきましたので、その点も踏まえて検討させていただくということで、よろしくお願いします。

○羽原委員長 よろしく申し上げます。

それでは、次に報告3について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

一番集約しやすい先生の回答がやや少ないのではないかと。学力の問題で、先生が全員であってもいいように思うのですが、ほかの数値と比べると、ちょっと努力不足かなという感じがしました。

○教育指導課長 今のところ把握しかねておりますので、今後は、こういった調査を行う際には、回収率は100%を目指して行いたいと思います。

○羽原委員長 よろしくお願いたします。

よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、報告4について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○菊池委員 先ほどの牛込三中の吹奏部は、コンクールで優勝しただけではなくて、多彩な活動、いろいろな街のところに行って地域とのコミュニケーションを非常にとっておられるようですけれども、それは指導者が立派なのでしょう、なぜそのようになったのでしょうか。すごく感動しましたので伺います。

○教育指導課統括指導主事 指導者が立派であることはもちろんですが、やはり伝統ということがあろうかと思えます。3年連続で金賞を取ることを3金と言っておりますが、3金というのはめったに取れないもので、3金を取ると、次の年は出場できないというぐらい厳しいものです。そのぐらい相当レベルの高い練習を積み重ねているということで、これは指導者と同時に、学校の伝統というものがあろうかと思えます。

○菊池委員 例えば消防署とか、街の牛込中央通りとか、そういうところにも出かけられるというのは、それも伝統ですか。例えば校長先生がかわればなくなってしまうとか、あるいは吹奏楽部の指導者の先生がかわるとか、そういうこともあり得るのですか。

○**教育指導課長** 牛込三中に限らず、こういった活動の場合には、一たん地域の活動を受けると、学校の立場としてはなかなか断りづらいというのがありますけれども、もう根づいてしまっているので、指導者がかわっても当然同じように求められることだと思いますし、子どもたちもそれを意気を感じて活動しているのだと思います。

○**菊池委員** 非常に限られたケースだと思いますけれども、いろいろな特色ある学校というのはよく耳にしております。これなどは非常にアピールポイントになっていると思いますので、こういうことを一つの起爆剤というか、モデルケースにして、特色のある学校を目指してほしい。牛込三中が人気があるのは、私、近くにいるので知っていますが、さらにこのようないいポイントがあったというのは初めて知ったのですけれども、いろんな特色ある学校づくりという意味ではとても成功している例なのかなと思って質問しました。

○**羽原委員長** ほかにどうぞ。よろしいですか。

それでは、報告5について、御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○**松尾委員** 新宿西戸山中学校の学級数が1年生5になっていますが、これは165人ですから、4クラスを少し超えているぐらいだと思いますけれども、これはもともと4クラスの予定だったものが5に増えたということでしょうか。

○**学校運営課長** そのとおりでございます。まず、当初4クラスの想定でした。選択制で、繰上げ当選のときに152人ということで設定しました。ですから、38人×4クラスということにしたわけです。そこで150人となりましたが、その後、転入等がありました。それから指定校変更というのもありました。

転入の中には、実を言いますと、今回の東日本の大震災の被災者も含まれており、そのような方々がいて165人になりましたので、これは急遽5クラスとしました。同じフロアのほうがいいということなので、ハード面でもそれなりに設備に手を加えました。

以上でございます。

○**羽原委員長** これは去年もお願いしたのですが、1年生の場合、35人学級です。それを踏まえて、将来的に何学級に相当するか、1クラス何人ぐらいの学級ではどうなるのかというようなことを去年お願いして、2、3ヵ月後に出してもらいました。そのような資料はそんなに大変な作業ではないと思うので、これから35人学級になっていこうというときに、学級数がどうか、それから各学校の特別教室を除いた普通教室がどうかとか、その辺の学校ごとにあつてほしいと思います。及ぶような資料は、変動期には、一度申し上げたらある程度対応してくれるぐらいの事務局であってほしいと思います。

○**学校運営課長** 大変失礼いたしました。実を言うと、昨年度の議事録を読みまして、その資料が必要だと感じております。できるだけ早く準備しようと思います。

前課長がフォーマットをつくっておりますので、それに織り込むような形で、学年において、どのぐらいの規模の人数のクラスがどれくらいあるのか、何人未満は何クラス、何から何人までは何クラス、それから30人以上は何クラスというような表は、そのフォーマットでこのデータを加工すればできるものでございますので、できるだけ速やかにつくるように努力したいと考えております。

○**羽原委員長** よろしく願いいたします。

それから、ついでに被災者の入学状況はいかがですか。

○**学校運営課長** 今日4月8日現在で、こちらで就学事務を行った小学生、中学生ということでございますが、小学生が19人です。中学生が4人。合計して23人が就学事務を完了しております。

以上でございます。

○**羽原委員長** ありがとうございます。

これは授業料免除とか、いろいろそういう対応はなされているのですか。

○**学校運営課長** 就学援助がありますが、これについては従来のものに比べて、特例という形で、まず手続的に簡略化するということをしております。具体的には、例えば所得証明書などはなかなか取れるわけではないですので、そのようなことはしないで簡略的とし、また校長先生の申請により速やかにできるようになど、そのような配慮をしております。さらに、それ以上のものについては今検討をしているというような状況です。

○**羽原委員長** よろしければ、報告6の区立幼稚園の件について。

幼稚園は、大体何時から何時ぐらいまで預かってもらえるのですか。

○**学校運営課長** 基本的には9時から午後2時までということでございます。

○**羽原委員長** 2時だと、共稼ぎの家庭では、なかなか幼稚園というわけにはいかない。それが保育園に行く、あるいは子ども園のニーズにつながってくる。やはり幼稚園をもう数年か10年か続けるとなれば、その時間帯の問題を打開していかないと、社会のニーズに合っていないのではないかと思います。これはすぐ区でできるとかいう問題ではないかもしれませんが、若干そのような印象だけ申し上げておきます。

○**学校運営課長** これに関しましては、従来から検討し、実施の方向に向かっているのは、そういうことも含めて区立幼稚園の子ども園化というものも検討しています。保育園もそうです

が、多様な形の子ども園ということで、幼稚園の子ども園化というのにも検討している。それから、幼稚園の適正配置の問題等も含めて、これは本当に大きな課題ですので、今年度から検討をかなりきちんとしていかななくてはいけない、実施していかななくてはいけないというように考えております。

○石崎教育長 区立幼稚園を今後どうしていくかということですが、今御指摘のように、親の就労形態が変わってきていて、保育園では待機児童がいるという状況があります。一方で私立幼稚園もありまして、私立幼稚園では、3歳児保育からです。また22年度から私立幼稚園の預かり保育に対して補助金の制度を始めました。私立ですので、各園で取り組みはさまざまです。かなり長時間の預かり保育もやっておりますので、私立幼稚園と区立幼稚園との関係という意味ではそこの関係も考えなければいけない。

今の御指摘も含めて、総合的に、これから取り組んでいく必要があると思っております。

○羽原委員長 一つ早急によりしくお願いしたいと思います。このような話はどこへ行ってもたくさん聞くものですから、よろしくお願いします。

それでは、報告7について、御意見、御質問がございましたらどうぞ。

○白井委員 先ほどの御説明だと、かなり目標どおりに順調に達成されているという報告でしたが、このような成果が上がった理由として具体的な活動があったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○中央図書館長 継続的にこういった児童サービスを実施してきたわけですが、特に新しい小学校1年生、あるいは保育園・幼稚園児などに対する利用登録の推進ということで、学校とか幼稚園・保育園に図書館の利用案内、あるいは利用登録申請書を配布したり、利用啓発のポスターといったものを配布しております。

また、中学生に対しては、職場体験授業を行っています。これは特に中学2年生を各校から2、3名受け入れまして、図書館の仕事について体験してもらう職場体験授業や、中学生の1年生全員に職場見学、あるいは小学校6年生、2年生等の職場訪問受け入れ、こういうことを積極的に実施をしております。

こういったところで図書館がより身近な存在になって、利用が増えているのではないかと考えております。私どもも、こういった地道な作業、地道な業務を継続して取り組んでいきたいと考えているところです。

○羽原委員長 先ほどの御説明の中で、中学生になると、かなり利用率というか、閲読の数値が落ちて本を読まないという意味で、これは図書館だけの問題ではなくて、学校のほうも、

図書館を使わなくても本を買って読める状態ならいいけれども、やはりなかなかそうもいかなさうから、各学校でやはり図書館の活用とかアピール、あるいは図書館の司書の方が時間をもらって学校でガイダンス的な説明をすとか、つまり活字離れの子どもたちがどんどん増えるということは、教育水準だけではなくて文化水準を下げるわけですから、同じ思いですけれども、非常に憂慮すべき事態が継続的になってしまっているなど思っています、ぜひ工夫ぐらい、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**教育支援課長** 今、委員長御指摘の学校図書館の活用ということに関しましては、今年度、スクールスタッフ、司書等の図書館スタッフの充実を図りまして、学校図書館の効果的、効率的な運用を図っていききたいということで、23年度、モデル校を5校指定いたしまして、そういう活動時間等の検証を行うことを考えております。積極的な取り組みを進めてまいりたい、このように考えているところです。

○**教育指導課長** 組織改正に伴いまして、教育支援課に学校図書館の部分については移行したわけですが、教育課程上も非常に重要な取り組みだと思っておりますので、指導主事と連携しながら、各学校の学校図書館の充実のあり方については、今年度大きく課題として取り上げて取り組んでいききたいと思っております。

○**中央図書館長** まさに委員長からもありましたように、中学生はやはりクラブ活動とか、塾や習い事で忙しいということで、なかなか本に親しむ時間が少なくなっているというのも事実でございます。

私どもはより学校と連携をしていく形で、今、司書を4名学校に派遣しておりますし、学校からの要望に応じて、団体貸し出しを使いやすいよう充実しております。特に学校から、例えばお米のテーマについて何かいい本がないかということであれば、そのテーマについて電話でもFAXでもいただいたら、我々はその本をそろえて配本車で送る。そういうような団体貸し出しをより充実させていくことによって、本がより身近な存在になる。そういうようなところを意図して取り組んでおりますので、今後も、継続して行っていききたいと考えております。

○**羽原委員長** 子どもたちがクラス単位で図書館に行って、図書館の説明をしたり、ガイダンスを受ける、そういうようなことは既にされているわけですか。

○**中央図書館長** はい。

○**白井委員** 図書館活動という形では、今御説明があった学校図書館もそうだと思うのですが、教育指導課にお聞きしたいのは、やはり実際に子どもが読書をする、特に中学生は時間的余

裕がないということだと思います。よく朝の10分間読書活動ということがはやりましたけれども、今、新宿区の学校での読書活動推進はどのような内容で進められているのですか。

○教育指導課統括指導主事 朝の読書活動については、すべての中学校、小学校で、年間ではありませんけれども、例えば1カ月間という時間を決めたりしながら取り組んでいるところ  
です。

また、地域の図書館と連携して「調べる学習コンクール」というようなことをやっておりますので、それに参加する学校などもだんだん増えてきているという状況です。

---

#### ◆ 報告8 その他

○羽原委員長 ほかに御質問がなければ、本日の日程で、「報告8 その他」となっておりますが、事務局から報告事項はございますか。

○教育調整課長 特にございません。

○羽原委員長 報告事項は、以上で終了いたします。

---

#### ◎ 閉 会

○羽原委員長 次回の教育委員会から、先ほどの選挙にありましたように、松尾新委員長のもとでいろいろ御質疑、御論議をいただくこととなります。

1年間、大変ありがとうございました。お聞き苦しいことも多々あったかと思いますが、お許しいただければと思います。一委員としてやっと自由に質問を、今までもかなりしていたわけですが、今度はたくさんぶつけられると思って楽しみにしております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。ありがとうございました。

---

午後 3時43分閉会